諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年9月25日(平成30年(行情)諮問第410号)

答申日:平成31年2月25日(平成30年度(行情)答申第444号)

事件名:「ペアレントメンターの養成の必要性 ペアレントメンターの資質, 知識の内容がわかる文書」の開示決定に関する件(文書の特定)

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「ペアレントメンターの養成の必要性 ペアレントメンターの資質,知識の内容がわかる文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき,別紙の1に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し,開示した決定については,別紙の2に掲げる文書を特定し,更に該当するものがあれば,これを特定し,改めて開示決定等をすべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成30年6月22日 付け厚生労働省発障0622第24号により行った開示決定(以下「原処 分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。 文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条 の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、平成30年6月26日付け(同月27日受付)で審査請求 を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき と考える。

3 理由

(1)本件審査請求に係る開示請求は「ペアレントメンターの養成の必要性ペアレントメンターの資質、知識内容がわかる文書」の開示を求めるものである。ペアレントメンターとは、発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う者である。

ペアレントメンターの養成や活動の支援については,「発達障害児者 及び家族等支援事業の実施について」という要綱にて明記されており, 文書に誤りはない。

以上の点から、請求文書と特定し開示した原処分は、妥当であると 考える。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄 却すべきものと考える。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成31年1月17日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙の1に掲げる文書 (本件対象文書)を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の 取消しを求めるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、 本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。
  - ア 発達障害者支援法13条において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等を適切に行うよう努めることとされ、厚生労働省ではこれを受け、別紙の1に掲げる文書(本件対象文書)を各地方公共団体に発出し、対応している。

- イ 本件審査請求に係る開示請求は「ペアレントメンターの養成の必要性 ペアレントメンターの資質、知識内容がわかる文書」の開示を求めるものである。ペアレントメンターとは、発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う者であり、ペアレントメンターの養成の必要性等については、本件対象文書に明記されていることから、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、開示した原処分は、妥当である。
- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、「(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」の「(3) 事業内容」の「① ペアレントメンター養成等事業」には、「発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。」と記載されており、ペアレントメンターの資質に関する記載が認められることから、原処分において本件対象文書を特定し、開示したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。
- (3) 一方、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、ペアレントメンターを対象とした研修会を実施しており、厚生労働省の担当官が研修資料の一部を作成しているとのことである。

当審査会において、諮問庁から、その研修資料(別紙の2に掲げる文書)の提示を受けて確認したところ、「ペアレントメンターとなる条件」として、「自分も発達障害者の親である」、「親の会での活動歴が2年程度ある」等が記載されており、ペアレントメンターの資質に関する記載が認められる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当するものとして、少なくとも、別紙の2に掲げる文書を保有しているものと認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に 開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有 していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書 に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであ ると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

# 別紙

- 1 発達障害児者及び家族等支援事業の実施について
- 2 ペアレントメンター養成と活動について